

## 令和5年5月 不定期刊行•第9号

芦別市営住宅管理センター ★ 20124-27-7250 ★

すっかり雪も解けて新緑の季節を迎えましたね。 そそぎ込む日差しが気持ちよく、どこかへお出かけした いそんな気分にもなります。

さて、今回の「住宅だより」では、入居のうえで必要となるお知らせなどを掲載しました。引き続きご理解ご協力を求めるものもあります。よろしくお願いいたします。



# 9,

## 窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意を

これからは、徐々に気温が上がり始めて窓を開ける機会が増えていきます。

非常に残念なことですが、近年、窓やベランダからの子どもの転落事故が後を絶ちません。

転落の主な原因としては●窓を開けた状態での網戸への寄りかかり●ベランダや窓の近くの足場となる ものへのよじ登り、などがあげられます。

発生時期の多くは5 $\sim$ 10月で、年齢別では好奇心や自我が芽生える3 $\sim$ 4歳が最も多くなっており、階層別では、比較的低い2階からの転落が多く報告されています。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことには限界がありますが、●ベランダには極力物を置かない●ベランダでは子どもだけで遊ばせない●子どもだけを残して外出しない、など事前にポイントを知り、子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境を作りましょう。



## 住宅の修繕関係について

住宅を良好な状態で維持するためには、修繕は欠かせないものですが、その範囲は非常に多く、修繕に は市営住宅管理センターが負担する部分と入居者が負担する部分があります。住宅管理センターが行うも の、入居者が負担するものは下記のとおりですので、参考にしてください(一例を抜粋・紹介)。

【市営住宅管理センターが実施するもの】

- 1 住宅及び共同施設の主要構成部分で次のもの
- 〇主要構造部
- (壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段)
- 〇造作部分や主要構造部に固定された部分
- (開口部枠、手すり、棚建具、畳床、各種金物)
- 2 附帯設備で次のもの
- ○給水設備(配管、不凍栓)○排水設備(衛生器具、溜ます、配管)○電気設備(配線、配管、開閉器、配電盤、換気扇の取替)○ガス設備(配管、元栓、ガス栓、※ガスリース機器を除く)
- ○その他芦別市が特に必要と認めるもの

## 【入居者が負担するもの】

住宅の主要構造部などの多くは住宅管理センターで負担しますが、次のものは入居者負担となりますので、ご自分で修繕するか業者に依頼してください。依頼の多い主なものを掲載しています。

- ■台所~排水管清掃、換気扇の破損、清掃
- ●窓〜ガラス割れ、網戸の破損・破れ
- ●給水設備~水抜き栓から蛇口までの凍結
- ●電気設備~電球・蛍光管・グローランプの球切れ テレビ共聴アンテナ以外のアンテナの設置・破損、 共同灯・駐車場灯の電球切れ
- ●その他~カーテンレールの脱落、破損、たるみ

# ゴミはルールを守って出しましょう

共同住宅において、お互いに気持ちよく暮らすためのマナーの一つにゴミ出しルールがあります。ゴミ出しのマナー違反は他の入居者の方やゴミ集積所を共有している近隣の方に迷惑をかける行為ですので、次のことを守ってゴミを出すようにしましょう。

- ●必ず指定袋に分別して出してください
- ●ゴミ袋には部屋番号または割当ての記号を忘れずに記入してください
- ●ゴミ出しは指定日の当日朝、8時30分までにお願いします
- ●収集されずに残された自分のゴミがないか確認してください



# 駐車場の適切な使用について



## 草刈のお知らせ

駐車場を常に利用される方は、手続きを行い駐車 料金を納付のうえ利用することが必要です。

手続きをとらない無断駐車、また、駐車場以外の 駐車場として指定していない敷地内への駐車はいっ さい認めていません。これらの無断駐車は、正規な 手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠いた 行為となりますので、ぜったいなさらぬようお願い をいたします。また、来訪者による長時間駐車の場 合は、駐車場管理組合に届出をしてください。 本年度における各団地の草刈は、6月から8月に かけて順次行いますが、個別の団地に入る前に、改 めてチラシによりお知らせをします。

例年のとおり、お住いの住宅における玄関前や庭部分の除草は入居者の皆さんで行ってください。また、空き家の庭を利用されている方や庭の区画が明確でない場合は、誤って刈られないよう、草花をビニールテープなどで囲むなど、目印をつけるようご協力をお願いいたします。

## ーー 騒音のトラブルについて ーー

ひとくくりに「騒音」と言っても、さまざまなものがあります。 足音や声といった人の発する音や、扉の開け閉め、椅子を引きずる音などの生活音、楽器の演奏やテレビゲームの音などなど。共同住宅に暮らす方々の生活スタイルが多様化し、生活時間帯がバラバラになったことも騒音トラブルが増えた原因とされています。

騒音トラブルとその解決法は多種多様で、騒音元の方が自 覚していないこともあります。次のような一般的な例をご紹介す るとともに、悩んだ場合にはご相談ください。

### 【騒音ケースと解決法】

〇「夜間のステレオの重低音が気になる」というケースでは、オーディオ装置の下に免振ゴムを2重に敷いて振動を軽減して解決した

〇「上階の子どもが遊ぶテレビゲームの音がうるさくて 眠れない」というケースでは、ゲームを行っても良い時間 を取り決めし、その決められた時間内については下の方 にも我慢していただき解決

〇「夜間に謎の断続的な機械音がして気になる」というケースでは、ダイエット用の運動器具を使う音だということが判明し、器具の下にマットを敷いていただき解決した〇「隣室の夫婦喧嘩がひどい」というケースでは、直接注意したら、残念ながらそのご夫婦は退去されてしまったというように、騒音の原因が違えば対策も多種多様で、また、人の感じ方で妥協できる範囲も違うので、解決までの道のりは結構たいへんです。

#### 【実力行使は危険です。事件に発展する場合も】

騒音に関するケースで時々あるのが、騒音元の方ともめ事になってしまうケースです。隣の部屋のテレビの音がうるさい、上の階の部屋の人の扉を閉める音がうるさいなどと壁を叩いたり天井を突いたりしてしまう人もいるようです。すでにお互いの感情がこじれてしまうケースでは、管理する側も話し合いをうまく進めることはできません。実力行使はせず悩んだらまずは住宅管理センターまで相談してください。 【相談するときは】

騒音を解決するには音の発生原因を突き止めなければなりませんが、私たちもそこには住んでいませんし、推測で解決に向け動くこともできません。相談するときは、「いつ」「どの辺りから」「どんな音が」「どんな頻度で」聞こえてくるのかしつかり記録して私どもにお伝えください。犯人探しが目的ではありません。音が止むことを最優先に考え対応したいと思っていますので、ご協力のほどお願いいたします。